# 感染症対策マニュアル

### 1.目的

この感染症対策マニュアルは、利用者が安心して支援を受けられるよう、感染症の発生時に職員 が適切な処置と調整を迅速に行い、組織的に対応できるよう作成する。また、集団生活の場として望 ましい環境を維持するため、対応や予防策、出席停止の措置や臨時休業についても定めていく。

# 2. 主な感染症

・ノロウイルス

症状: 嘔吐、下痢、発熱を主たる症状とする

感染経路: 摂食感染、経口感染

・インフルエンザ

A ·B· C 型がある 潜伏期間: 1~3 日

症状: 突然の高熱、頭痛、咽頭痛、咳、全身倦怠感など

流行期: 12 月下旬~3 月上旬

治療: 抗ウイルス薬 (タミフルなど)

※インフルエンザウイルスには抗生物質は効果なし

新型コロナウイルス

潜伏期間: 1~12.5 日(多くは 5~6 日)とされている

症状: 突然の高熱、頭痛、咽頭痛、咳、全身倦怠感など(風邪やインフルエンザと同じ)

治療: 治療方法は現時点ではわかっておらず、有効な治療薬やワクチンもありません。そのため、感

染した場合は対症療法で治療するしかありません。

### 3. 感染経路

・接触感染 患者との直接接触、あるいは患者に使用した物品や環境表面との間接摂食によって成立

「直接接触」: 微生物を持つ人と皮膚同士の接触

「間接摂食」: 微生物に汚染された手袋や器具との接触

・飛沫感染 粒径5μm 以上の大きい飛沫粒子に付着した微生物による感染の事。咳、くしゃみ、会話、

気管吸引など、患者と 1m の距離で接する際に伝播し、感染する

飛沫は、30~80cm進み粘膜、鼻粘膜、口などに付着する

### 4. 感染経路予防策

・手洗い(手指衛生):・手洗いをする事で感染原因菌を除去する

・アルコール速乾性手指消毒薬を利用

・個人防護具(PPE)の使用: 感染性物質に対する防護のために着用される特殊な衣類や器具

手袋、ガウン、エプロン、マスク、レスピレーター、ゴーグル、フェイスシールドなど

空気感染予防: ・出来る限り個室(無理な時は同じ感染症患者同士)で待機

•咳エチケットの励行

- 5. ノロウイルスの対応
  - ・処理用セットを準備し固定設置(いつでも取り出せる所)しておく
  - ★処理用セット: バケツ 塩素系消毒液(次亜塩素酸ナトリウム)

ビニールまたはゴム製手袋 マスク エプロンやガウン

ビニール袋 ふき取るための布や紙(新聞紙、ペーパータオル)

- ★0. 1%次亜塩素酸ナトリウム液 : ミルトン90mlを水1Lに入れるかハイタ—20mlを水1Lにいれる
  - ※作った物は8時間で取り換える
  - ※原液を計っておき、すぐに液を作れるようにしておく
- 手洗い: 普段から手洗いをしっかりと行う事で感染予防になる

嘔吐物、ふん便の処理の後は必ず手を洗う

- •石鹸を使い、十分にこすり洗いをする
- -30 秒を目安に洗う
- 手洗い時のチェックポイント (爪を切る、時計や指輪ははずす)
- ・特に注意する所(指先、爪の間、指の間、親指の周り、手首、手のしわ)
- ・アルコール性速乾性消毒液も使う
- ・嘔吐物、ふん便の処理: 処理をする人が感染しないように気を付ける

ウイルスが残らないように確実に消毒する

すぐに処理が出来るように普段から準備をしておく

嘔吐物は想像以上に遠くまで飛び散っているので広い範囲の消毒

- (1) 処理する人以外は近づかないようにする
  - →職員は子ども達をその場から離す処理は最少の人で行う
- ② 処理をする人は個人防護具(PPE)を着用する
  - →手袋、マスク、エプロンなどを着用
- ③ 汚物(嘔吐物、ふん便など)は布やペーパータオル等で外側から内側に向けて汚れた面を折り込みなが ら静かに拭い取る
- ※同一面でこすると汚染を広げるので注意
- ④ 使用した布やペーパータオルは、すぐにビニール袋に入れ処分する
  - ※O. 1%次亜塩素酸ナトリウムを染み込む程度にビニール袋に入れ消毒することが望ましい
- ⑤ 汚物が付着していた床とその周囲をO. 1%次亜塩素酸ナトリウムを染み込ませた布やペーパータオル等で覆うか、浸すようにふく
  - ※スチームアイロンなど85℃1分間以上の高温で処理する方法もある
  - ⑥ 使用した着衣は廃棄が望ましい
  - ⑦ 手袋は、付着した汚物が飛び散らないよう表面を包み込むように裏返して外す 手袋も使った布やペーパータオルと同じようにビニール袋に入れ処分する 処理後は手洗いをしっかりと行う
  - ※処理時とその後は、部屋の窓を大きく開けて換気をする
  - ※下痢をしている人がいる時は、トイレのドアノブも消毒する

- 6. インフルエンザの対応と予防
- ・インフルエンザとは:インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気
  - 38℃以上の高熱 頭痛 関節痛 筋肉痛 全身倦怠感などの症状が急速に現れる
    - ※これに普通之風邪の症状(のどの痛み、鼻汁、咳等)も見られる
- ・他児との接触を避ける: インフルエンザの可能性がある時点で別の部屋で待機するなどの対処をする事で感染を防ぐ

#### 予防

- ・日頃からインフルエンザにならないように予防をしていく事が大切
- ①「咳エチケット」を周知していく
  - ・咳、くしゃみが出る時は、他の人にうつさない様にマスクをする
  - ・マスクがない時はティッシュで押さえたり、腕の内側などで口と鼻を押さえ他の人から顔をそむけて1m以上離れるようにする
  - ・鼻汁、痰などを含んだティッシュはすぐにごみ箱に捨て、手のひらで咳やくしゃみを受け止めた時はすぐに 手を洗う
  - ・咳をしている人にマスクの着用を促す
- ②予防接種
  - ・予防接種を受ける事で、発症をある程度抑える効果や、重症化を予防する効果がある
- ③外出後の手洗いなど
  - ・流水、石鹸による手洗いは、身体についたインフルエンザウイルスを物理的に除去する有効
  - ・アルコール製剤による手指衛生も効果がある
- ④適度な湿度の保持
  - 空気が乾燥すると気道粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなる
  - ・加湿器などを使い、適切な湿度(50~60%)を保つ
- ⑤十分な休養とバランスのとれた栄養摂取
  - 身体の抵抗力を高める
- ⑥人ごみや繁華街への外出を控える
  - やむを得ず外出するときはマスクなどを着用することで飛沫感染を防ぐ
- 6. 新型コロナウイルスの対応と予防
- 基本的にはインフルエンザ対策と同様の対応と予防を行う
- ・毎朝検温し、高い場合は欠席する
- ・無症状感染の場合もあるため、症状がなくても常にマスクをつけ、人が触る部分の消毒を行い、換気を行う
- ・三密(密閉・密集・密接)を避ける。
- 風邪様症状がある場合は必ず病院で診断を受ける
- ・指定感染症のため、治癒するまでは出席できない。保健所の指示に従う。

## 7. その他の感染症

学校において予防すべき伝染病(平成11年3月文部省作成)に定められた以下の伝染病については治癒し

医療機関の許可が出るまで出席を停止する。

エボラ出血熱、クリミヤ・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス・パラチフス、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、インフルエンザ風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、

子どもがよく罹患する以下の感染症については、出席は医療機関の判断によるが、医療機関にかかっていない場合や、全身症状がある場合や、感染力の強い急性期の場合は欠席をしてもらう場合がある。 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症など

#### 8. 臨時休業について

感染症の流行により欠席者が急激に増えたときや罹患者が急激に増えたときは、感染症の流行を防止するため、保健所と連絡を取り臨時休業をする場合がある。